崎野自然公園桟橋設置業務 仕様書

1. 基本事項

業務（業務）名	崎野自然公園桟橋設置業務
履 行 場 所	長崎県西彼杵郡時津町 崎野自然公園地先海域
履 行 期 間	契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
提案上限額	16,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 業務目的

(1) 本業務は、観光客が多く訪れる崎野自然公園において、SUP やカヤック等のマリンアクティビティを実施するための環境を整備し、小型船舶を含め安全かつ快適に利用できる桟橋整備を行うことを目的とする。

(2) 崎野自然公園の豊かな自然景観および周辺利用環境と調和したデザインを採用し、利用者の安全確保、回遊性の向上および地域の魅力創出を図る。

3. 業務・業務概要

本業務は公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定し、提案された設計・工法に基づき、設計・資機材調達・業務・保守管理に至る一連の業務を実施するものである。

4. 業務・業務内容

(1) デザイン・基本計画および企画提案

① 崎野自然公園の自然景観や周辺環境と調和した浮桟橋の機能的なデザイン・配置計画を策定すること。

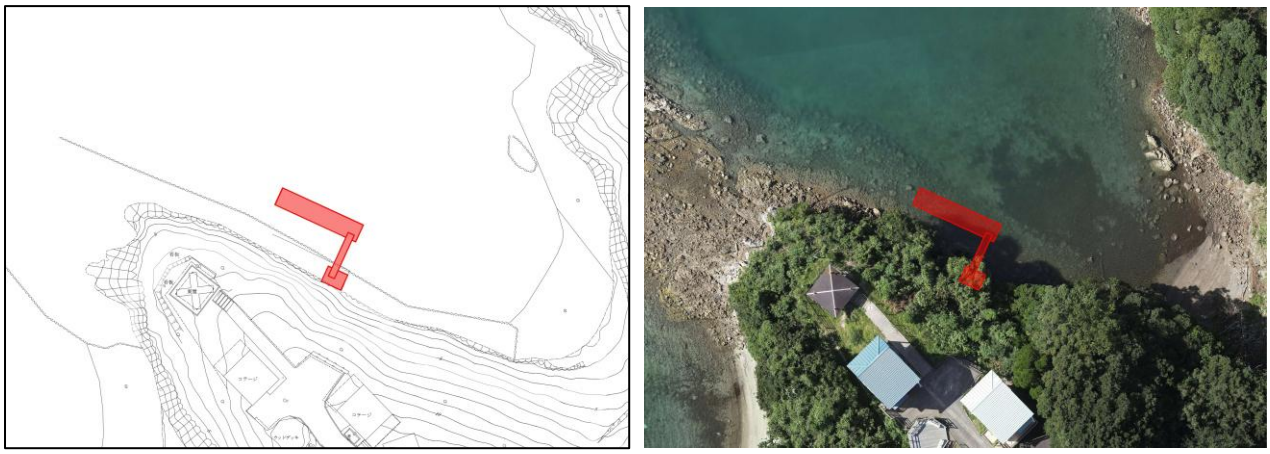
② 桟橋は浮桟橋とし、寸法は 12.0m×2.5m程度とする。また、岸からの連絡橋の計画を行い、それに伴う陸側橋台の設計も実施する。連絡橋までの園路計画は、別途実施中である。

③ SUP やカヤック、小型船舶の利用者が安全かつスムーズに乗り降りできる仕様（適切な水面からの高さ、滑りにくい床材の採用、安定した浮遊姿勢の確保等）とすること。また、利用者の動線や機材の搬入出に配慮した設計とすること。

④ 海洋環境における塩害・腐食・劣化に対する適切な対策を講じ、将来的なメンテナンス負担および維持管理コストを抑える構造・材質を採用すること。

⑤ 現場の海象条件（潮位の変化、波浪、風向等）および地形・地質を踏まえ、安定計算・係留計算書を含む安全かつ確実な設置計画を策定すること。

⑥ 利用者（子どもを含む）の安全性が十分に確保されたデザイン・構造とし、事故防止や悪戯防止に配慮すること。



浮桟橋の配置案



浮桟橋の設置イメージ

(2) 資機材の調達および業務

① 企画提案に基づき、必要な資機材等を調達し、業務計画書に沿って適切かつ安全に桟橋の設置を行うこと。

② 海上に設置する構造物であるため、業務中および供用開始後の安全性確保、耐久性、気象・海象急変時の安全管理体制等、高度な専門的技術をもって対応すること。

③ 業務に当たっては、歩行者や通行車両、近隣住民への配慮を行うとともに、第三者事故および海洋汚染の防止に万全を期すこと。

④ 海面利用や工作物設置等、業務に必要な関係機関への許可申請手続き等については、発注者と協議の上、受注者において行うこと。

(3) 保守点検・維持管理

① 業務期間中および引渡前において定期的な点検・安全管理を実施し、不具合等が判明した場合は速やかに対応すること。

② 万一の事故や自然災害等に備えた緊急対応体制を整備すること。また、受注者の責任において損害賠償保険に加入すること。

(4) 打ち合わせの実施

① 本業務の実施にあたっては、時津町総務部施設整備課および関係機関と適宜打ち合わせを行い、十分な連携を図ること。

② 軽微な打ち合わせや報告については、電子メール等による実施を可とする。

(5) 成果品および業務完了報告書の提出

すべての業務が完了した際は、業務完了報告書のほか、下記データを格納した電子媒体 1 式を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

ア．各種図面（計画図、構造図、設置業務図等）

イ．各種計算書（安定・係留計算書等）

ウ．各種写真（業務前、業務中、完成等）

エ．その他本業務に係る必要書類・品質管理資料等

5. その他

① 本業務において作成されたデザイン、図面等の著作権およびその他の無体財産権は、すべて発注者（時津町）に帰属するものとする。

② 業務の遂行上知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。情報漏えいに対する適切な対策を講じること。

③ 業務に伴う騒音・振動・光害等について、近隣住民や周辺施設に配慮すること。

④ 不測の事態が発生した場合は、速やかに時津町に報告し、対応の協議を行うこと。

⑤ 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議の上決定するものとする。

⑥ 貸与資料として、長崎県長崎港湾漁港事務所が実施した「時津港自然災害防止業務(基本設計業務委託)」および「時津港自然災害防止業務(護岸改良2測量業務委託)」を挙げる。